

令和3年第3回

中津川市議会（定例会）議案その2

令和3年6月3日

令和3年第3回中津川市議会（定例会）議案その2 目次

議第59号

中津川市災害に強いまちづくり条例の一部改正について・・・・・・・・・・3

議第59号

中津川市災害に強いまちづくり条例の一部改正について

中津川市災害に強いまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年6月3日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

災害対策基本法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市災害に強いまちづくり条例の一部を改正する条例

中津川市災害に強いまちづくり条例（平成２３年中津川市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

前文中「東海地震、東南海地震、南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

第２条第１１号を次のように改める。

(11) 高齢者等避難 避難に時間を要する要配慮者に対して避難を促すとともに、市民に対して自主的な避難を呼びかけることをいう。

第２条第１２号を削り、同条第１３号中「避難指示（緊急）」を「避難指示」に改め、同号を同条第１２号とし、同条第１４号を同条第１３号とする。

第１５条第１項中「地区単位で避難勧告等が発令」を「高齢者等避難の情報を提供し、及び避難指示を発令することが」に改め、同条第２項中「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に、「避難勧告若しくは避難指示（緊急）」を「避難指示」に改める。

第２２条中「備蓄」を「確保」に改める。

第２３条第２項中「及びなかつがわ全市災害救援対策本部」を削る。

第２４条第１項中「東海地震、東南海地震、南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。